

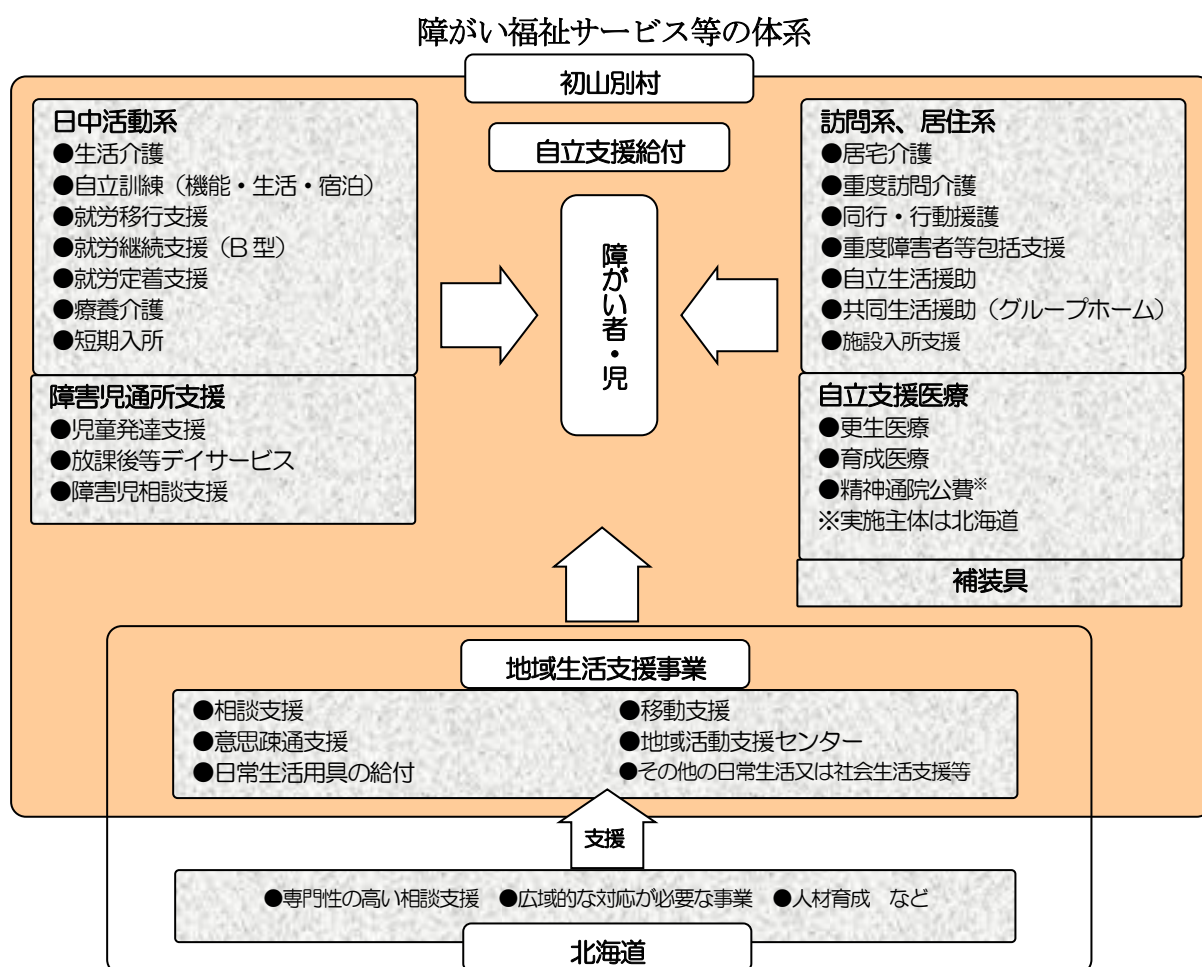
第4章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

本章については、障害者総合支援法に基づく初山別村における「障がい福祉計画」とします。計画期間は、第3期が平成24年度から平成26年度までとし、第4期が平成27年度から平成29年度、第5期が平成30年度から令和2年度、第6期が令和3年度から令和5年度までとします。

また、児童福祉法に基づく初山別村における「障がい児福祉計画」を策定します。計画期間は、第1期が平成30年度から令和2年度までとし、第2期が令和3年度から令和5年度までとします。

障がい福祉施策については、平成18年4月から施行された障害者自立支援法を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

一方、発達障害者支援法については、平成17年4月施行から10年が経過し、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援など、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成28年8月に施行されました。



第1節 サービス種別の内容

1 訪問系サービス

区 分	内 容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護等、自宅での生活全般に渡る介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に、移動に必要な情報の提供や、移動中の支援を行います。
行動援護	知的又は精神の障がいなどにより、行動が困難で常に介護の必要な方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のため援護などを行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に 行います。

2 日中活動系サービス

区 分	内 容
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者に対し、自立した日常生活及び社会生活ができるよう、身体機能のリハビリや歩行などの訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者や精神障がい者に対し、自立した日常生活及び社会生活ができるよう、食事や家事などの日常生活能力を向上するための訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する方に、概ね2年間の期間を設定し、一般企業等への就労に向け、生産活動やその他の活動の機会を提供し、必要な知識及び能力の訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援などを利用し、一般就労へ移行した障がいのある方が就労を継続するために、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

3 居住系サービス

区 分	内 容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた障がいのある方が、居宅における生活を営むために、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の相談などにより、必要な情報の提供や助言を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している方に対し、共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	介護が必要な方や通所が困難な方で、生活介護等の日中活動系サービスを利用している方に対して、居住の場を提供し、夜間における日常生活の支援を行います。

4 障害児通所支援事業

区 分	内 容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な知識・動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児童を対象に。授業終了後又は休日に。生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用するすべての障がいのある児童を対象に、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者と連絡調整モニタリングなどを行います。

5 地域生活支援事業

区 分	内 容
障害者相談支援事業 (基幹相談支援センター)	障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会の設置を進め、地域の相談支援体制やネットワークの構築を検討します。
市町村相談支援機能強化事業	専門的な相談支援等を必要とする際に、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的な職員を配置し、体制の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等により入居が困難な障がい者に対し支援する事業であり、入居に必要な支援や家主等への相談・助言を行います。
意思疎通支援事業 (コミュニケーション)	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方が、他者との意思疎通を仲介する通訳等を必要とする場合に、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを検討し、コミュニケーションの円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

第2節 障がい者の自立に向けた基本目標

障がい者の自立を支援・推進する観点から、次のような基本目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、入所施設に入所している方のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム等に移行することが見込まれる者の数を見込み、その上で、令和2年度末の段階において地域生活に移行する方の数値目標を設定します。

事 項	数 値	備 考
現在の全入所者数 (A)	7人	令和3年3月31日現在の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	6人	令和3年度の見込
削減見込目標値 (C)	1人	(A)-(B)の値
地域生活移行目標値 (D)	1人	(C)を含めて、施設入所からグループホーム等へ地域移行する入所者数 ※割合…(D)/(A)
	14.3%	

2 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行

令和5年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」がいる場合に、地域生活への移行をめざし、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込みます。

事 項	数 値	備 考
現在の退院可能精神障がい者数	0人	令和元年度末の退院可能精神障がい者数
【目 標 値】 減 少 数	0人	上記のうち、令和5年度末までに減少を目指す数

第3節 障がい福祉サービス

1 障がい福祉サービスの必要量の見込

① 訪問系サービス

訪問系サービスについては、現在のサービス利用者数を基礎として、新たにサービス利用が見込まれる者の数を見込んだ上に、一人当たり利用量を乗じた量を勘案して定めます。

訪問系サービスの1ヶ月当たりの見込

サービス体系	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間	0	0	0
重度訪問介護	時間	0	0	0
同行援護	時間	0	0	0
行動援護	時間	0	0	0
重度障がい者等包括支援	時間	0	0	0

② 日中活動系・居住系サービス

日中活動系・居住系サービスについては、平成18年4月の自立支援制度開始後の利用者数の伸びと、新たにサービス利用が見込まれる者の数を見込んだうえに、障がい者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じた量を勘案して定めます。

また、各年度の推移については、事業者の移行状況を踏まえて定めます。

日中活動系サービスの1ヶ月当たりの見込（利用者数）

サービス体系	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	8	8	8
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0
就労移行支援	人	0	0	0
就労継続支援（A型）	人	0	0	0
就労継続支援（B型）	人	3	3	3
療養介護	人	1	1	1
短期入所	人	0	0	0

日中活動系サービスの1ヶ月当たりの見込（利用量）

サービス体系	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	184	184	184
自立訓練（機能訓練）	人日	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日	0	0	0
就労移行支援	人日	0	0	0
就労継続支援（A型）	人日	0	0	0

就労継続支援（B型）	人日	69	69	69
療養介護	人	1	1	1
短期入所	人日	0	0	0

※生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の一人当たりの利用日数は23日を想定

居住系サービスの1ヶ月当たりの見込

サービス体系		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体系	自立生活援助	人	0	0	0
	共同生活援助	人	3	3	3
	施設入所支援	人	8	8	8

③ 障害児通所支援

サービス体系	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人	0	0	0
合 計		0	0	0

2 必要量確保のための方向

① 訪問系サービス

- ◇ 障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。
- ◇ サービス提供事業者との緊密な連携を図り、障がい者等の意向その他の事情に応じ適切に利用できるような努めます。

② 日中活動系・居住系サービス

- ◇ 事業者に対して就労移行支援事業の取り組みを推進し、一般就労への移行を推進します。
- ◇ 自立と社会経済活動への参加に向け、就労継続支援を行い、必要な訓練及び創作的な場の提供を行っていきます。
- ◇ 障がい者の雇用・職場定着を促進する公共職業安定所と連携し、雇用・就労を支援します。
- ◇ 既存の知的障がい者更生施設、授産施設に対する支援体制の強化に努め、地域と連携を図りながら施設の充実に努めます。
- ◇ 地域生活への移行において、居住の場の充実を図る必要があるため、公営住宅のグループ

ホーム活用の検討などにより、グループホームなどを設置する社会福祉法人などの事業拡大を支援します。

- ◇ 日常生活における食事や入浴、排泄等の生活介護を必要とする障がいのある方に対する日中活動の場の拡充を図ります。
- ◇ 精神障がい者の社会復帰のため、留萌保健所など関係機関と連携して、社会適応訓練等の推進に努めます。
- ③ その他の推進事項
 - ◇ 自立訓練や就労移行支援等の地域生活移行への再編であり、効果的、効率的にサービスが提供できる体系が求められていますので、施設との連携を密に図っていきます。

第4節 相談支援

1 相談支援の必要見込

①相談支援

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障がい者を対象に、サービス利用計画・障がい児支援利用計画を作成します。

サービス体系	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	13	13	13
地域移行支援	人	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0
障害児相談支援	人	0	0	0

第5節 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の必要量の見込

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を市町村が実施するものです。

法令により必須とされている事業のほか、市町村の判断により任意に必要な事業を実施することができます。

サービス体系	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業 (基幹相談支援センター)	箇所	1	1	1

市町村相談支援機能強化事業	箇所	0	0	0
住宅入居等支援事業	箇所	0	0	0
意思疎通支援事業 (コミュニケーション)	人	0	0	0
日常生活用具給付等事業	人	3	3	3
地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1

2 地域生活支援事業の必要量確保のための方向

(1) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

障がいのある人またはその家族や介護を行う方からの相談に応じて、障がい者が有する能力や応じた支援など、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう必要な情報の提供及び助言を行います。

②市町村相談支援機能強化事業

専門的な相談支援等を必要とするときに対応できるよう、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的な職員を配置。

③意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行うもの派遣などを行う。

④日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立支援のための日常生活用具を給付する。

⑤移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障がい者などに対し、外出のための支援を行う。

⑥地域活動支援センター事業

障がい者等の通所により、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動機会の提供と、社会との交流促進等の便宜を図ります。